

岡谷市地域公共交通計画策定支援業務 委託業者選定委員会設置規程（案）

（設置）

第1条 岡谷市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通計画（以下「計画」という。）策定支援業務の委託業者を選定するため、岡谷市地域公共交通計画策定支援業務委託業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 指名業者の選定に関する事。
- (2) 企画提案書及びプレゼンテーションの審査に関する事。
- (3) 最優秀企画提案者の選定に関する事。

（組織）

第3条 委員会は、委員5人で組織する。

2 委員は、協議会の会長、副会長及び委員をもって組織する。

（任期）

第4条 委員の任期は、第1条の設置目的が終了するまでの間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員が互選する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。ただし、初回の会議は、会長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、委員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

（補則）

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年3月28日から施行する。